

## 大阪府消費者基本計画（第2期）の検証について

資料 6

### 第3章 消費者施策の方向性と展開（本文中の「検討する」を抜粋）

#### 〈基本目標 1 消費者の安全・安心の確保〉

ページ数	項目	内容	確認結果
P.40	(3) 消費者への情報提供	ホームページのWEBサイト「消費生活事典」をよりわかりやすく、見やすい内容に改良するとともに、スマートフォンを使用したSNS等の活用を図り、若年者への情報発信の方策について検討します。	高齢者向けポータルサイトの作成や若者向けのサイトをまとめるなどHPの更新を実施。また、X（旧ツイッター）を利用した情報発信を実施。

#### 〈基本目標 2 消費者の自立への支援〉

ページ数	項目	内容	確認結果
P.44	(3) 高齢者、障がい者等への支援	高齢者等の消費者被害の防止のため、消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの既設の市についても、より効果的な運営が行われるよう、実績等について相互に情報を交換する場の設定などについて検討します。	消費者安全確保地域協議会の構成員等を対象とした悪質商法に関する研修を実施するとともに、見守り活動推進のための研修会において、既設及び未設の市町村を含めて相互に情報交換を行う場を提供した。

#### 〈基本目標 3 消費者教育の推進〉

##### (2) ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

ページ数	項目	内容	確認結果
P.49	[3] 地域における消費者教育	高等学校等の中退した生徒等への消費者教育の実施方策を検討するとともに、大学等が行う府民を対象とした講座・セミナー等の地域貢献活動と連携し、地域住民向けの消費者教育の実施方策について検討します。	大阪府専修学校各種学校連合会と連携し、送付を希望する学校にリーフレットを提供するなど、高校生以外の若者への啓発に努めた。

##### (3) 消費者教育の担い手の育成と活用

ページ数	項目	内容	確認結果
P.51	[5] 消費者教育コーディネーター	実務経験者など消費生活に係る様々な専門分野からコーディネーターを委嘱し多様なコーディネートができるよう、仕組みづくりを検討します。	団体と意見交換会を実施し、大阪府で作成した消費者教育イメージマップを共有するなど、地域消費教育が進む基盤を作った。

#### 〈基本目標 4 消費生活相談体制の充実〉

##### (2) 市町村相談体制への支援

ページ数	項目	内容	確認結果
P.53	[1] 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等	市町村消費生活相談員等のスキルアップ・レベルアップを図るため、共同事例研究会を弁護士会と共同で行うほか、各種研修会を開催します。また、やむを得ず研修会への参加が困難な場合でも、後日研修内容を学ぶことができる方策について検討します。	市町村消費生活相談員を対象として大阪弁護士会と共同事例研究会を共同実施するとともに、高度・専門研修や事例研修を実施した。また、高度・専門研修の一部において、研修内容を録画し、希望する市町村にDVDの貸出を行った。
p.54	[2] 訴訟への支援ほか	訴訟支援について、消費者が受けた被害に関して、事業者に対して訴訟を提起する場合に一定の要件のもとで資金の貸付を行うほか、応訴時への対応の必要性を含め、そのあり方や裁判外紛争解決手続（ADR）に関わる民間型裁判外紛争処理機関との連携について検討します。	訴訟支援について、資金の貸付の実績は制度創設以降ない。府内消費生活センターの相談員によるあっせんで解決しなかった事案については、ADRを案内することもある。